

# 医療費控除 について

再生医療の治療費の一部が戻ってくる

当クリニックで受けられる一部の  
治療は、医療費控除の対象となる  
場合があります

医療費控除は、1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費が一定額を超えた場合に、所得税の軽減を受けられる制度です。

控除の対象となる条件や手続き・注意点について解説します。また医療費控除の仕組みや、適用される条件、申請方法や計算方法をご紹介します。



# 医療費控除 の対象となる費用

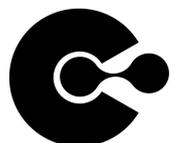
以下のような費用が医療費控除の対象となります

- ✓ 医師による診療や治療の費用
- ✓ 治療や療養に必要な医薬品の購入費用
- ✓ 通院のための交通費（公共交通機関を利用した場合）
- ✓ 医師の指示による治療用器具の購入費用

ただし、美容目的の治療や予防・健康増進を目的とした費用は対象外となります。

詳細については、国税庁の公式サイトをご参照ください

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>



# 控除（還付）金の計算方法は？

こちらの計算方法で  
医療費控除額・還付金の目安を算出できます

ご自身の治療費用だけでなく、ご家族の医療費も合算可能です

医療費控除額（最高200万円）

=

実際に支払った  
医療費の合計額

—

保険金などで  
補填される金額

—

総所得金額等：200万以上  
**10万円**

総所得金額等：200万以下  
**総所得金額等の5%**



医療控除額

×

所得税の税率

=

控除(還付)  
金額の目安



# 控除を受けるための手続き

医療費控除を受けるには、確定申告をする必要があります  
申告期間は翌年の2月16日～3月15日の間で、還付になられた場合には申告後、医療費控除の還付金は指定の銀行口座に振り込まれます

## 還付を申請するために必要なもの

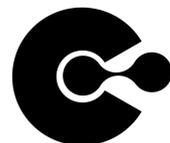
- ✓ 確定申告書
- ✓ 給与所得者は源泉徴収票
- ✓ 医療費の領収書(※コピー不可)
- ✓ 銀行の通帳

← 確定申告の場合は2月15日以前、  
また、3月15日を過ぎても受け入れてくれます。

※2025年3月時点



Checked



# 医療費控除 対象となる再生医療は？



機能改善目的  
の再生医療が  
必要な場合

対象



美容目的の  
再生医療  
の場合

対象外

